

給水装置工事設計施工指針

平成23年4月

久留米市企業局上下水道部

序 文

本市では、給水装置工事の設計・施工方法について、従来から内規等（昭和 52 年 9 月には、ポリエチレン管施工要領を施行）に基づき指導を行ってきたが、指定給水装置工事事業者数の増加により設計・施工方法の明確化が求められてきた。これらの改善を図ると共に、指定給水装置工事事業者等に対する指導体制を確立するために、昭和 60 年 4 月に「給水装置工事設計施工基準」を作成し初版を出版した。その後、平成 4 年 1 月には、直結給水範囲の拡大（昭和 60 年 4 月に 3 階までに拡大したものを、更に 4 階までに拡大する）を図るために配水管の最小動水圧に応じた直圧の階高を定めると共に、給水装置の口径決定方法で従来の同時使用率より求める方式を給水器具負荷単位数による求める方式へ変更をする等、「給水装置工事設計施工基準」の改訂を行った。平成 8 年 6 月には水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者制度の創設、給水装置の構造及び材質の明確化・性能基準化、給水管及び給水用具等の自己認証・第三者認証制度の創設等がなされた。それを受けて、適正な給水装置工事の指導を図るために見直し改正を行い、平成 10 年 4 月に「給水装置工事設計施工基準」の名称を「給水装置工事設計施工指針」に変更し、第 2 回目の改訂を行った。平成 12 年 4 月には、直結増圧式給水方式の採用に伴い「直結増圧式給水技術基準」の一部追加を行った。その後、平成 14 年 4 月に、貯水槽の管理・水質の確保の観点より直結直圧・直結増圧給水の対象範囲の拡大、給水装置工事の施工方法の改正等により第 3 回目の改訂を行った。

平成 17 年 2 月 5 日には、城島町・三瀨町等 4 町との合併により、城島町・三瀨町の水道事業は久留米市の水道事業と統合を行った。統合に伴い城島・三瀨地区の給水区域が拡大すると共に、城島・三瀨地区の給水装置工事の取り決め事項を反映させるために改正見直しを行い、今回、第 4 回目の改訂を行うものである。

平成 20 年 4 月に水道料金改定を行い、平成 21 年 4 月から旧久留米市内に加入金制度を導入した。また西部配水池の稼働に伴い配水系統の変更等があり、今回、第 5 回目の改訂を行うとともに、久留米市のホームページで閲覧できるようにするものである。